

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充 (国 23)(法人税:義)(所得税:外) <div style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</div>
2	要望の内容	民間事業者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増償却)について、対象区域を特定地域都市浸水被害対策計画(仮称)に定める区域に、対象施設を雨水貯留利用施設に見直し、割増償却率を2割に拡充した上で、適用期限(平成27年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	(主要望)国土交通省水管理・国土保全局下水道部、治水課、水資源部水資源政策課、住宅局建築指導課 (従要望)内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付【提出】
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 税制創設 貯留施設 規模要件 貯水容量 100m ³ 以上 平成 11 年度 2 年延長 平成 13 年度 2 年延長、 規模要件 貯水容量 100m ³ 以上→200m ³ 以上 平成 14 年度 償却率 1.2 割増→1 割増 平成 15 年度 2 年延長 平成 16 年度 特定都市河川流域における貯留施設について、 規模要件 貯水容量 200m ³ 以上→100m ³ 以上 平成 17 年度 2 年延長 貯留施設 規模要件 貯水容量 200m ³ →300m ³ 以上 浸透施設 浸透性舗装規模要件 3,000m ² 以上を追加 平成 19 年度 2 年延長 平成 21 年度 2 年延長 平成 23 年度 2 年延長 浸透性舗装規模要件 3,000m ² 以上→5,000m ² 以上 平成 25 年度 2 年延長
6	適用又は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日までの 2 年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本制度の政策目的は雨水貯留利用施設の整備促進による浸水被害の軽減である。 近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度(降雨強度 100mm/h 以上も多い)に雨が降ることが特徴で、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きく、発生場所等の予測が困難で被害軽減のための事前の対応が取りにくいいため、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が生じているところである。

一方、下水道は、概ね時間雨量 50mm を整備目標として整備されてきていることから、都市部にひとたびゲリラ豪雨（例えば、時間雨量 100 mm）が降れば、下水道へ排水能力を超える雨水が流出し、浸水被害が発生する可能性が高く、追加的な下水道の整備のみで対応することは、現実的には非常に困難な状況にある。

このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるためには、浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、下水道の整備のみでは浸水被害の防止が困難な地域について、民間による雨水貯留利用施設の整備を促進し、分散型の流出抑制対策を推進する必要がある。

地方公共団体では、下水道の整備とあわせて、学校の校庭や公園等を活用して雨水貯留利用施設の設置等を進めているところもあるが、利用できる敷地は限られることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が必要不可欠である。

公共による下水道の整備とあわせて、民間が設置する雨水貯留利用施設の設置を進めることで、どこで発生するか予測しにくいゲリラ豪雨による浸水被害の解消という政策目標の早期達成に寄与することができるものである。

また、雨水貯留利用施設は、雨水の利用にも資するものであるが、雨水の利用を推進することは、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するものであり、ひいては、浸水被害の解消につながるものである。（本年 4 月には、議員立法により「雨水の利用の推進に関する法律」が成立し、5 月 1 日に施行された。）

本制度は、雨水貯留利用施設の設置について税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図り、浸水被害防止の一層の促進を図るものである。

《政策目的の根拠》

社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定）

第 2 章 社会資本整備のあるべき姿

2. 各プログラムの内容

プログラム 1. 災害に強い国土・地域づくりを進める

○ 実施すべき事業・施策

〔水害〕（流域の特性等を踏まえた様々な水害対策）

「近年の都市部及び都市周辺地域の開発の進行に伴う河川への流出量の増大等に対してピーク流量を減少させるため、流域貯留施設、浸透ます、透水性舗装、防災調整池等の雨水貯留浸透施設の整備を推進する。」

〔温暖化への適応〕（温暖化により激甚化するゲリラ豪雨等の豪雨災害への対応）

「河川の流下能力や下水道による雨水排除能力等を着実に向上させていくとともに、道路・公園等の公共施設や市役所・学校・公営住宅等の公的施設、民間施設等での雨水貯留浸透施設の整備の促進、地表面の緑化等による被覆面の改善などの取組により、保水・遊水機能を向上させ、市街地から河川や下水道への雨水の流出量の抑制を図る。」

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国土交通省政策評価基本計画(平成 26 年 3 月)</p> <p>○安全</p> <p>政策目標Ⅳ 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> <p>平成 26 年度内閣府本府政策評価実施計画(平成 26 年 4 月)</p> <p>【政策】</p> <p>11. 防災政策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>⑤地震対策等の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過去10年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度の向上を図ることを目標とする。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数</p> <p>約6.1万戸(H23年度)→約4.1万戸(H28年度)</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制がインセンティブとなり雨水貯留利用施設の設置が促進されることで、雨水の流出を緩和・削減し、治水安全度の向上に寄与している。</p>
	8 有効性等	① 適用数等
	② 減収額	<p>H10年度:1.5百万円、H11年度:1.2百万円、H12年度:1.3百万円、H13年度:1.6百万円、H14年度:1.3百万円、H15年度:2.3百万円、H16年度:0.8百万円、H17年度:1.3百万円、H18年度:1.1百万円、H19年度:1.4百万円、H20</p>

		<p>年度:0.9百万円、H21年度:1.0百万円、H22年度:1.2百万円、H23年度:1.3百万円、H24年度:0.8百万円、H25年度:0.9百万円、H26年度:2.0百万円(見込み)、H27年度:3.6百万円(見込み)、H28年度:7.1百万円(見込み)</p> <p>【積算根拠】</p> <p>計算式:適用件数×1件当たり設置費用×割増償却率×法人税率</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において、本税制は「特定再開発建築物等の割増償却」の内数として記載されているため、アンケート調査を行った。</p> <p>※H10～H26の減収額について、アンケート調査では本税制の対象地域となる3大都市圏、人口30万人以上の地域の全てを網羅していないため、推計値として算出</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成28年度)</p> <p>過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数</p> <p>平成23年度 約6.1万戸 → 平成24年度 5.6万戸</p> <p>本税制により、民間による雨水貯留利用施設は着実に設置されるなど、政策目標「水害等災害による被害の軽減」等の達成に向けて、過去10年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度の向上を図るべく取り組みが進められており、また業績指標の実績からも着実に整備が進んでいるところである。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成28年度)</p> <p>上記政策目標の実現状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されているものであり、本件税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現している。</p> <p>本件税制により雨水貯留利用施設の整備促進が図られることによって、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、過去10年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度を向上させるものである。</p> <p>社会資本整備重点計画において、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数について、平成28年度までに約4.1万戸にする目標を掲げているところ、平成24年度時点の実績は約5.6万戸であり、政策目標の達成に向けて着実に減少している。</p> <p>また、昨今のゲリラ豪雨等を踏まえて、公共の対策のみでは不十分な地区について税によるインセンティブを増やすことにより、浸水対策をより効果的に推進することが可能である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本件税制が延長されなかった場合、税制による促進効果がなくなることで対策効果が失われ、その結果、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになる。本政策目的は河川整備・下水道整備等の施策と相まって効果を発現するものである。</p>

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本税制を措置することにより、下水道法の特定地域都市浸水被害対策計画(仮称)に定める区域内の雨水貯留利用施設の設置について整備促進を図ることができる。これにより近年の気候変動等によるゲリラ豪雨等のリスクに対応する雨水の集中的な流出の抑制に寄与することが期待される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>民間が設置する雨水貯留利用施設は、浸水被害軽減という公共の用に資するものであり、支援措置が必要である。仮に公共が雨水貯留利用施設を設置するにしても、都市部では土地利用が高度化しており、公共が新たに土地を取得して施設を設置する場合には用地取得も含めて事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。一方、民間が商業施設やマンション等を設置する際に雨水貯留利用施設の導入を促進する本件税制は、上記のとおり公費負担が少ないにも関わらず、浸水対策を効果的に発現させることが可能となることから、租税特別措置による対応が妥当である。</p> <p>本件は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>○ゲリラ豪雨等による浸水被害のおそれがあるにもかかわらず、下水道整備等による従来型のハード整備を行うことが困難な都市部においては、特に雨水貯留利用施設により浸水被害対策を進める必要性が高い。</p> <p>○本件税制は、民間事業者等の雨水貯留利用施設の設置・管理に伴う経済的負担を軽減するものであり、必要最小限のものである。</p> <p>○予算補助については、社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金により、地方公共団体が整備する雨水貯留利用施設及び下水道施設の整備を支援しているが、本特例は、民間事業者が行う施設整備を支援するものである。</p> <p>○また、下水道法の特定地域都市浸水被害対策計画(仮称)に定める区域内で、民間事業者が建築物で貯留施設等を建設する場合に国庫補助を行う予定であるが、これは数少ない大規模な施設に限定することを予定しており、一定規模以下の施設については、本件税制により裾野の広い設置の推進を図ることで、地区内の浸水対策の効果を発現する必要がある。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解	<p>○国土交通省政策評価基本計画に基づき、平成21年度に下記の政策レビュー(総合評価方式)を実施し、その結果を評価書として取りまとめたところ。</p> <p>(1)政策レビュー結果(評価書)名 「総合的な水害対策－特定都市河川浸水被害対策法の施行状況の検証－」(平成22年3月国土交通省)</p> <p>(2)政策レビュー評価書取りまとめに当たって意見聴取を行った有識者</p> <p>小幡 純子 (上智大学法科大学院院長)</p> <p>城戸 由能 (京都大学防災研究所准教授)</p> <p>小池 俊雄 (東京大学大学院工学系研究科教授)</p> <p>重川 希志依 (富士常葉大学大学院環境防災研究科教授)</p> <p>清水 義彦 (群馬大学大学院工学研究科教授)</p> <p>(3)具体的提言等</p>

	<p>評価書 31 頁 11～14 行目 局地的集中豪雨による浸水被害が頻発するなかで、これまでの取り組みを一層推進し、各戸貯留浸透施設等住民による自助・共助の取り組みを組み合わせる必要がある。</p> <p>同・31 頁 32～36 行目 今後、人口減少下で活力を維持し、限られた財政のなかで、合意形成を図りながら、ハード対策、法規制に自助、共助の取り組み等を加えたソフト対策及び既成市街地対策等を行政と民間を含めた住民が一体となって総合的な水害対策に取り組むことが重要であり、これらに対応した対策を検討していくべきである。</p>
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 9 月 (平成 25 年度税制改正要望時)